

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期 間	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月5日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市
(重点区域)

その他の
地域